

# 小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例(全部改正・素案)の改正概要について

## 1 景観条例改正の背景等

### (1) 小樽市の景観行政の取組

小樽市では、昭和58年に運河地区などにある歴史的建造物や景観地区の保全などを目的として、北海道で初めての景観条例である「小樽市歴史的建造物及び景観地区保全条例」を制定しました。

その後、平成4年には先の条例を発展的に解消し、歴史的景観に加え、小樽市の特徴である自然景観と眺望景観を守るとともに、新築される建物の景観誘導などを盛り込んだ「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例」を制定し、景観行政を進めてきました。

### (2) 景観法制定の背景

全国の地方公共団体において、500以上の景観条例の制定など、積極的な地域独自の景観の整備・保全の取組が行われています。しかし、このような地方公共団体による自主条例に基づく景観行政には、いざというときの強制力がないなど一定の限界があったことから、国では、景観に関する総合的な法律である「景観法」を制定し、平成17年6月に全面施行しました。

### (3) 景観計画策定の背景

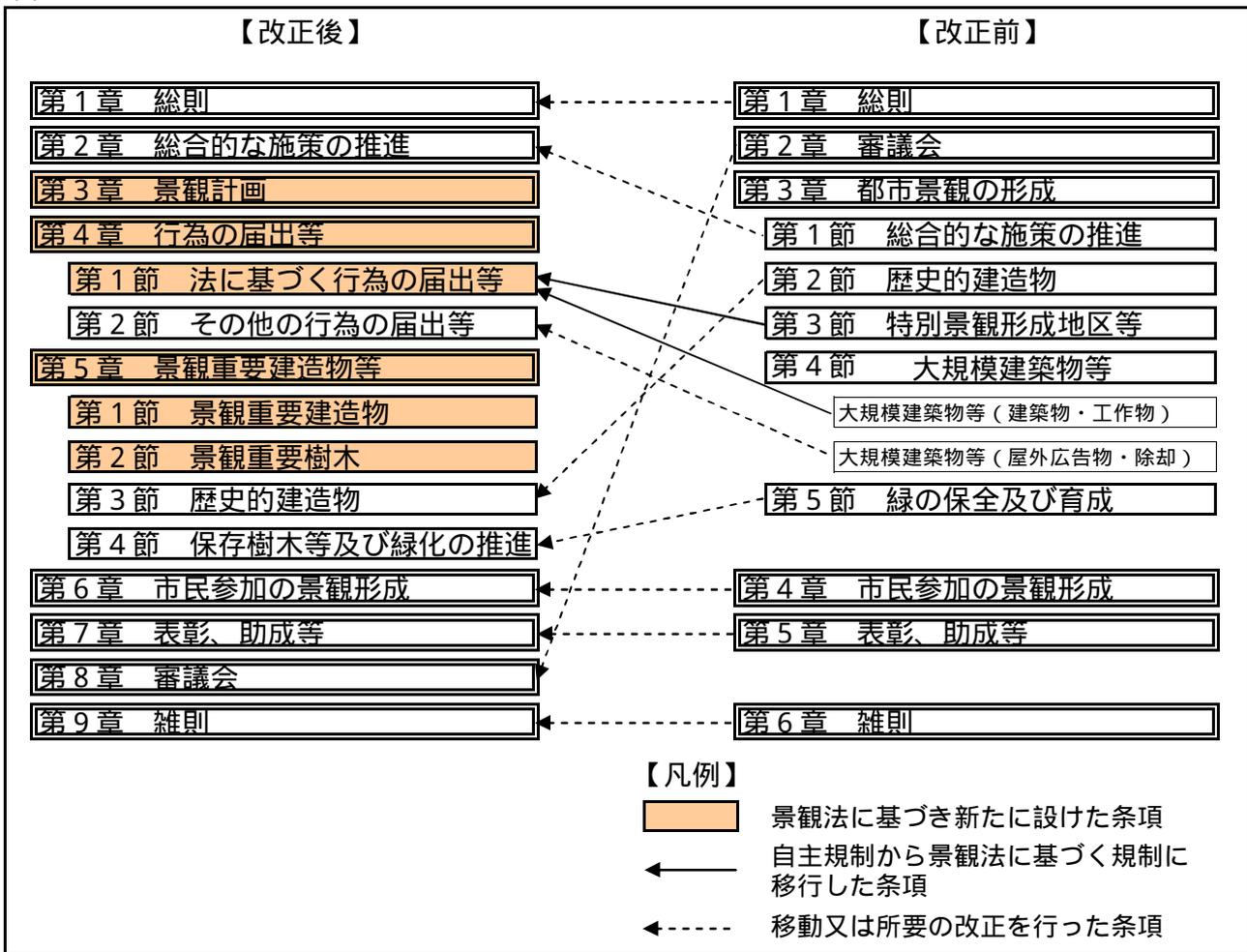
景観法では施策の実施主体を「景観行政団体」と位置付けていることから、小樽市も平成18年11月に景観行政団体となり、景観法に基づき景観行政の指針となる「景観計画」を策定することとしました。

### (4) 景観条例改正の目的

景観法で定められている建築物や工作物の建築等の行為のうち、景観行政団体の条例で定める行為（特定届出対象行為）については、景観計画の行為の制限に適合しない場合に変更命令などを行うことができるようになりました。このことから、特定届出対象行為を条例に盛り込み、より実効性のある景観誘導を行うことが、条例改正の大きな目的の一つです。

## 2 景観条例の改正概要

### (1) 目次の比較



### (2) 自主規制から法規制への移行

改正前の第3章第3節「特別景観形成地区等」及び第4節「大規模建築物等」のうち、屋外広告物と建築物の除却を除き、建築物や工作物の行為の届出が景観法の対象となったことに伴い、改正後の第4章第1節の「法に基づく行為の届出等」において届出を要しない行為を定めるとともに、特定届出対象行為を定め、景観計画に定めた建築物や工作物の形態意匠の制限について、強制力を持った規制誘導が可能となります。

## 3 主な改正点

### (1) 第3章 景観計画(第15条関係)

景観法に基づき、小樽市景観計画には、下記に掲げる事項を定めることとします。

景観計画区域

景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

屋外広告物の表示等に関する事項（屋外広告物については、行為の制限については定めず、基本的事項及び誘導方針を定めることとします。）

上記事項のほか、景観計画に小樽市独自のものとして、次に掲げる事項を定めることとします。

小樽歴史景観区域（これまでの「特別景観形成地区」を名称変更し、そのまま移行）

小樽歴史景観区域内の景観形成の方針と行為の制限に関する事項

登録・指定歴史的建造物の登録・指定の方針及び保存樹木等の指定の方針

(2) 第4章 行為の届出等(第19条関係)

小樽歴史景観区域内及び小樽歴史景観区域以外の景観計画区域内において、条例では届出を要しない行為を定めていますが、下表では主な届出を要する行為を示しています。なお、これらの行為は、すべて景観法でいう「特定届出対象行為」となり、変更命令の対象となる行為となります。

小樽歴史景観区域以外の景観計画区域内において届出を要する行為

行為の区分		規模
建築物	新築、増築、改築又は移転	高さが15m又は延べ面積が500㎡を超えるもの
	外観の変更	一壁面の変更面積がその面の過半となるもの(上記に該当するものに限る。)
工作物	木柱、鉄柱、RC柱等の新設、増築、改築又は移転	地盤面からの高さが15mを超えるもの
	上記以外の新設、増築、改築又は移転	高さが8m(建築物に設置される場合にあっては、地盤面からの高さが15m)を超えるもの
	外観の変更	変更面積が全体の過半となるもの(上記に該当するものに限る。)

小樽歴史景観区域内において届出を要する行為

行為の区分		規模
建築物	新築、増築、改築又は移転	高さが5mを超えるもの又は建築面積若しくは増築に係る床面積が10㎡を超えるもの
	外観の変更	高さが5mを超えるもの又は一壁面の変更面積がその面の過半となるもの(上記に該当するものに限る。)
工作物	さく、垣、擁壁等の新設、増築、改築又は移転	高さが1.5mかつ長さが3mを超えるもの又は見付面積が10㎡を超えるもの
	上記以外の新設、増築、改築又は移転	高さが5m又は長さが5mを超えるもの
	外観の変更	変更面積が全体の過半となるもの(上記に該当するものに限る。)

(3) 第5章 景観重要建造物等(第33条～第44条関係)

景観法に規定されている景観重要建造物及び景観重要樹木について、その指定の手續と管理の方法の基準などを新たに盛り込みます。

(4) 第6章 市民参加の景観形成(第63条～第64条関係)

現行の「まちづくり景観協議会」の名称について、景観法に規定する「景観協議会」との区別を明確にするため、「景観まちづくり協議会」に変更します。

現行では「まちづくり景観協議会などの団体は、まちづくり景観協定を締結できる」と規定していますが、景観法にも同様に「土地の所有者等は、景観協定を締結することができる」という規定が盛り込まれたことから、景観協定の規定を削除することとします。

(5) その他

上記改正に伴い、他の規定とのバランスを図るため、条項の入替え及び所要の改正を行います。

#### 4 景観計画区域及び小樽歴史景観区域における手続の流れ

